

山ノ端地区減災まちづくり協定書

山ノ端洪水対策まちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）は、令和5年1月29日に総会で決定した「山ノ端地区まちづくり計画」の実現に向けたまちづくりを推進するため、山ノ端洪水対策まちづくり推進委員会規約第6条に規定する会員が守るべきルールとしてこの協定を定める。

（名称）

第1条 この協定は、「山ノ端地区減災まちづくり協定」（以下「協定」という。）と称する。

（地区の位置及び区域）

第2条 この協定の対象となる地区の位置は、阿弥陀町魚橋の一部とし、その区域は別図のとおりとする。

（まちづくりの目標）

第3条 子や孫の代まで引き続き安全に暮らし続けられるまちを目標とする。

（土地利用の方針）

第4条 良好な居住環境と災害に対して安全な低層戸建て住宅地の形成を目指す。

（建築物等の制限）

第5条 本地区において新たに建築物の建築などを行う場合、以下の各項の基準を遵守しなければならない。

- 2 台風や豪雨時の浸水を抑えるため、建築物に居室を設ける場合は、床の上面を標高3.6m以上とする。
- 3 水害時、避難場所に逃げ遅れた時のために、自宅内に避難できる高い場所を設けるよう努める。
- 4 地震等の際、避難路がふさがらないよう、敷地際に塀や門柱等を設ける場合は、生け垣など安全性の高いものにするよう努める。

（協定による届出）

第6条 以下に定めた行為を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

この場合において、当該行為を行おうとする者は、当該届出をする前に、当該行為の内容について、当該委員会と事前に協議しなければならない。

- （1）建築物等の新築、増築、改築、移転
- （2）建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、施行期日から起算して10年とする。

（協定の変更及び廃止の手続）

第8条 委員会は、協定を変更しようとするときは、会員の多数の支持を得たうえで、総会で決する。

- 2 協定の変更は高砂市まちづくり推進条例（以下「条例」という。）第23条に規定する市長が認定した日をもって適用する。
- 3 委員会は、協定を廃止しようとするときは、会員の意向を十分に聞いて総会で決する。

4 協定の廃止は、条例第26条に規定する市長の承認した日をもって適用する。

(補則)

第9条 この協定の運用にあたり、要領を別に定める。

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 令和7年2月8日 一部変更(第2条別図)

(以上)

第2条別図

